

建設工事事故発生時の報告の流れ

- 建設工事事故が発生した場合は、まず、電話等で本庁事業課に第1報を入れるとともに、速やかに事故報告書を提出する。
- 工事関係者の死亡または第三者に被害を及ぼした事故については、知事・副知事報告および報道機関への資料提供を行う。

